

福岡県国土利用計画審議会（第17期第2回）議事要旨

日時：令和7年1月29日（水）

場所：吉塚合同庁舎 Y特6会議室

○開会

○議題（1）福岡県国土利用計画（第五次：仮称）策定基本方針について （事務局）

資料1に基づき説明。

（会 長）

令和7年度に計画策定作業を進め、令和8年度に計画が完成するスケジュールだが、令和4年を基準年次とし、令和17年を目標年次としている。これから計画を策定することを考えると、基準年次のデータが少し前に感じるが、計画策定という手続きの性質上、それが前提となるという理解でよいのか。

（事務局）

その通り。

なお、令和5年に国が策定した国土利用計画（全国計画）は、令和2年を基準年次とし、令和15年を目標年次としている。

（委 員）

資料1の「6 策定体制等」（2）に、「審議会において、専門的意見を聴取する。」とあるが、前回（昨年6月）審議会後にメールで回答した意見のことか。

また、同じ資料の「8 策定スケジュール」において、当審議会がどのように関わっていくのか。

（事務局）

一点目については、委員御指摘の御意見及び、今後、計画骨子や素案等を作成していく都度開催する、当審議会でも審議いただく中での専門的意見を考えている。

二点目のスケジュールについては、計6回の審議を予定しており、本日が2回目。

3回目は、本年の5月から6月頃に計画骨子案の審議。4回目は、9月から10月頃に計画案の中間取りまとめの審議。5回目は、来年の1月頃に計画素案の審議。6回目は、4月から5月頃に最終計画案の審議を予定している。

（委 員）

個別計画と国土利用計画の調整について、今後どのようなプロセスで進める予定か。

(事務局)

まず、事務局を通じて関係課へ照会し、その結果を当審議会委員全員へ共有する予定。

なお、個別具体的・専門的な御意見については、関係課へ改めて照会することを繰り返しながら、内容の精査を進める。

(委 員)

気候変動による海面上昇や海岸災害の増加等、想定できる課題がある。これらの課題を解決するための個別計画は同時進行で策定されていくため、これから策定する国土利用計画に掲載すべき事項について、関係課との調整が重要となる。

(会 長)

国土利用計画は総合型の計画となるため、事務局は個別計画の関係課との調整を願う。

(事務局)

次期計画は、様々な分野に亘る計画となるため、関係課と総合的な調整を行う。

(会 長)

他に質問等あるか。

質問等がないので、福岡県国土利用計画（第五次：仮称）策定基本方針については、「案のとおり決定することが適当である」でよろしいか。

(委 員)

意見なし。

○議題（２）国土利用計画策定に係る福岡県国土利用計画審議会臨時委員の選定について

(事務局)

資料2に基づき説明。

(委 員)

ワンヘルスの推進は重要な事項。ゾーニングが大切であるため、当審議会でも議論を深めたい。

(会 長)

ワンヘルスに係る有識者の人選想定は、参考資料の６つの基本方針の個別分野に詳しい方が、又は総合的に詳しい方か。

(事務局)

ワンヘルス総合推進課と人選について協議予定。事務局としては、総合的見地から御意見

をいただける方を想定している。

(委 員)

現在、林業における獣害、特に鹿の被害が深刻であり、全国的に獣害対策として捕獲を推進している。一方で、「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つの健康として捉え、一体的に守っていくというワンヘルスの考え方がある。ワンヘルスと獣害対策について、これから策定する計画に盛り込んで問題はないか。

(事務局)

関係課で様々な施策を検討しているところであるため、これから策定する計画に相応しい施策については盛り込んでいく。

(会 長)

他に質問等あるか。

質問等がないので、国土利用計画策定に係る福岡県国土利用計画審議会臨時委員の選定については、「案のとおり決定することが適当である」でよろしいか。

(委 員)

意見なし。

○報告 令和6年度福岡県土地利用基本計画の変更に係る会長専決について

(事務局)

資料3に基づき説明。

(委 員)

メガソーラーの売電価格は、事業開始から20年で買取価格が下がるため、その後放置されることがないように、県として注視していただきたい。

(事務局)

関係課と情報共有する。

なお、本県に限らず全国的な課題であるため、県から国に対して意見を提出している。国において然るべき議論が行われていくものと理解している。

(会 長)

一般的に、メガソーラーが設置される地域は、森林地域から外された後に何地域になるのか。

(事務局)

重複する地域による。今回の変更案件では、都市地域の市街化調整区域が多い。

(会 長)

放置されたメガソーラーに対応する県庁内部署はどこか。

(事務局)

産業廃棄物としての処理であれば、環境部の廃棄物対策課又は監視指導課が考えられる。

(委 員)

林地開発許可から完了確認まで数十年経過しているものがあるが、これは計画変更がされたためか。

(関係課)

森林法には期限がないため、土石採取事業など許可から完了まで数十年経過する息が長い事業がある。最終的な事業完了は、許可した事業計画に基づき確認している。

なお、計画内容を変更する際は変更許可の手続が必要であり、関係する法律の許可も必要になる。よって、許可内容と異なる完了案件はない。

(委 員)

太陽光パネル設置業者の急斜面へのパネル設置や、事業者が廃業した際に不法投棄地になる等、近隣住民が抱える不安について意見を言いにくい等の声がある。自然保護の観点から、林地開発面積と同等面積の森林を回復させる大きな土地のゾーニング目標が必要。

住宅地近くまで森林地域を開発した結果、大型動物が住宅地に乱入することが県内で頻発化しているため、人と自然との関わり合いの中で森林の配置について検討することが必要。また、山林の開発で水源の上流において、廃棄物が持ち込まれ、長期間に亘って地下水を汚染するなどの事例もある。

次期計画策定に際し、ワンヘルスの推進と自然保護について審議会として検討し、林地開発を追認するに留まらないものとしたい。

なお、本専決案件について否定するものではないことを申し添える。

(事務局)

土地のゾーニングなど土地利用の大きな方針について、専門分野からの御意見、市町村の意見等を踏まえた議論を交わし、次期計画に反映していく。

(会 長)

他に質問等あるか。

質問等がないので、以上で本日の議題は全て終了した。これをもって本日の審議会を終了する。

○閉会